

大阪府育英会奨学生の募集について ～ 在学募集 ～



公益財団法人 **大阪府育英会**

令和 8 年 4 月

■ 在学募集について

制度の概要について	1
➤ 申込資格	2 ~ 4
➤ 貸付限度額	5 ~ 7
在学募集の主な流れ	8

■ 申込手続きについて

申込方法	9・10
------	------

■ 申込書類について

• 申込書の点検について	11・12
• 収入に関する証明書について	13~18
• 住民票について	19
• 通帳のコピーについて	20
• その他の書類について	21
• 借用証書の点検について	22・23
• 金額等の記入例	24

制度の概要について

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子です。

（予約募集で申込みをし、奨学資金の貸付を受ける予定の方、また、すでに奨学資金の貸付を受けている方は、対象ではありません。）

奨学金は貸付金です！

卒業後（貸付終了後）は必ず返還しなければなりません！

返還金は後輩のための奨学金になります！

確実に返還してください！

申込資格

(1) 学校教育法による次の学校に在学する者

- ・高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む)、高等専門学校
- ・専修学校(高等課程) (ただし修業年限1年以上の学科)

(2) 保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること

保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。

保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。

【在留資格】・永住者 ・日本人の配偶者等 ・永住者の配偶者等 ・定住者(※)

(※) 定住者については、将来日本に永住する意思のない方は、申込資格がありません。
永住の意思確認のため、当会所定の『誓約書』の提出が必要となります。

『誓約書』は当会ホームページに掲載しております。

・ホーム画面→お知らせ→令和8年度大阪府育英会奨学生の募集について

※保護者について

民法改正により令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられました。
生徒が成年年齢に達している場合は、「保護者」を「成年年齢に達する日以前の
日において生徒の保護者であったもの」と読み替えてください。

申込資格

(3) 以下の算式により算出された所得判定額（保護者合算）が次のとおりであること

【算式】 市町村民税の課税標準額 × 6 % - 市町村民税の調整控除の額 = 所得判定額

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じた額
 ※早生まれにより扶養控除の適用が同学年の遅生まれの生徒よりも1年遅くなる者の場合は、保護者のうちどちらか一方は「(課税標準額 - 33万円) × 6 % - 市町村民税の調整控除額」で計算します。(生徒本人が平成21(2009)年1月2日～4月1日生まれで、保護者のうちどちら一方に扶養されている者が該当します。)

奨学金区分	学校区分	所得判定額	年収めやす(※)
奨学資金	国公立	251,100 円未満	800 万円未満
	私立	347,100 円未満	1,000 万円未満

(※) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

※注意※

収入証明書は令和7年度（直近）のものです。お間違いのないようにしてください。
 保護者全員のものが必要です。但し、配偶者控除が適用されている場合は、配偶者の証明書は不要です。

「課税標準額」、「調整控除」について

● 課税標準額

住民税の計算の基礎となる金額です。具体的には、総合課税分の総所得金額、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得、株式等の譲渡所得、先物取引に係る雑所得等、山林所得及び退職所得の金額から、所得控除金額を差し引き、千円未満を切り捨てた額が該当します。特別徴収税額決定通知書や課税証明書においては、「課税標準額」、「課税総所得金額」等と記載されています。

● 調整控除

平成19年度に実施された国から地方への税源移譲に伴う所得割額の税率変更によって、所得税と個人市(町村)民税・府民税の人的控除額に差があることから、変更後の税率をそのまま適用すると、個人市(町村)民税・府民税を合わせた税額が増加する場合があります。

そのため、人的控除額の差額の合計額に応じて、所得割額から税額を差し引くことにより税負担が増加しないように調整するものです。

調整控除額の計算方法

- ・ **合計課税所得金額** (注1) が **200万円以下** の方 (注2)
次の1または2のいずれか少ない金額 × 5% (市民税3%・府民税2%)
 - 1 人的控除額の差額の合計額
 - 2 個人市・府民税の合計課税所得金額
- ・ **合計課税所得金額** (注1) が **200万円超** の方 (注3) (注2)
 $\{ \text{人的控除額の差額の合計額} - (\text{合計課税所得金額} - 200\text{万円}) \} \times 5\%$ (市民税3%・府民税2%)

(注1) 合計課税所得金額とは、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額です。

(注2) 政令指定都市の大阪市・堺市の場合は、市民税4%・府民税1%の内訳となります。

(注3) { } 内の額が50,000円未満の場合は、50,000円として計算します。

※ 政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」で課税標準額などを確認することができます。
(利用にあたっては、マイナンバーカードが必要です。)

貸付限度額

所得判定額	年収めやす(※1)	貸付限度額(年額)	貸付対象区分
251,100 円未満	800 万円未満	授業料実質負担額(※2) + ^{その他教育費} 10 万円 (授業料実質負担額(※2)が無償となる場合、限度額は10万円です。)	国公立・私立 とも可
251,100 円以上 347,100 円未満	800 万円以上 1,000 万円未満	授業料実質負担額(※2) <u>(注) 24 万円を上限(※3)</u>	私立のみ可

(※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

(※2) 授業料実質負担額とは、学校の授業料年額から国の就学支援金、大阪府私立高等学校等授業料支援補助金、学校独自の減免額等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

(※3) 授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。

国公立の高等学校／特別支援学校
大阪公立大学工業高等専門学校
国立の高等専門学校

に在学されている方の貸付限度額

貸付限度額 10万円

国立の高等専門学校の4・5年時には別の修学支援制度により貸付限度額が変わる場合がありますので、育英会までお問い合わせください。

大阪府私立高校生就学支援推進校に在学されている方の貸付限度額

① 所得判定額が251,100円未満（年収めやす800万円未満）の方

貸付限度額 10万円

② 所得判定額が251,100円以上347,100円未満（年収めやす800万円以上1,000万円未満）の方

貸付限度額 0円（貸付対象外）

※国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金が支給され、授業料が無償となりますので、貸付対象外となります。

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人（16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人）がいる4人世帯の場合のものです。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校以外の学校に在学した場合の貸付限度額

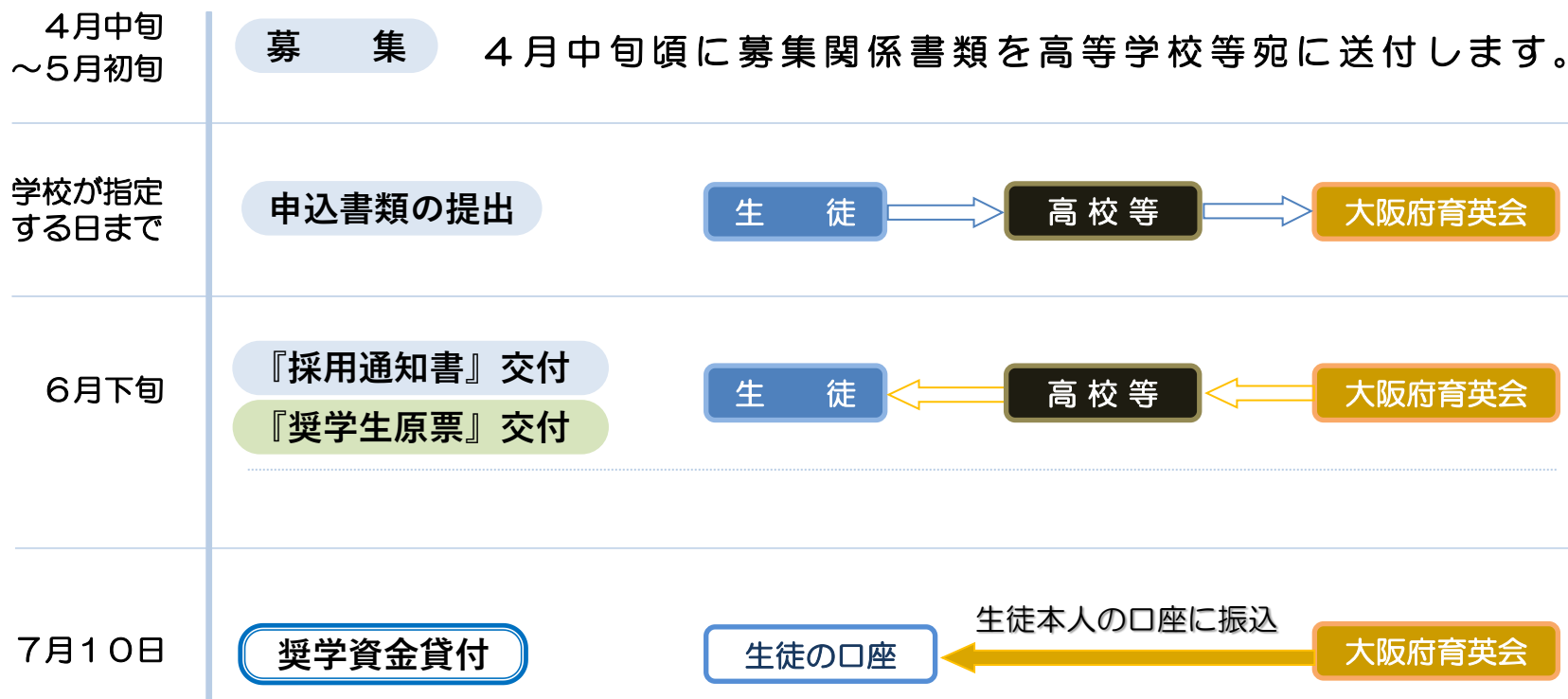
【全日制・授業料 50万円の場合】

貸付限度額	授業料実質負担額 + 10万円	授業料実質負担額 <上限 24万円>
所得判定額 (保護者合算額)	生活保護・非課税 251,100円未満	251,100円以上 347,100円未満
年収めやす(*)	800万円未満	800万円以上 1,000万円未満
授業料	500,000円	500,000円
国の就学支援金 (A)	▲ 457,200円	▲ 457,200円
府の授業料支援補助金 (B) <u>(※対象外)</u>	—	—
支援金・支援補助金合計 (A + B)	▲ 457,200円	▲ 457,200円
保護者の負担額 (授業料実質負担額)	42,800円	42,800円
奨学資金貸付限度額	143,000円 (※1)	43,000円

(*) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、子ども2人(16歳以上19歳未満1人、16歳未満1人)がいる4人世帯の場合のものです。

(※1) 貸付限度額に千円未満の金額がある場合は、千円単位に切り上げます。

～ 在学募集の主な流れ～



◎ 申込希望の方は、学校で『奨学生申込みのしおり（申込書）』を
もらってください。



＜セット内容＞

- ・ 奨学生申込みのしおり
- ・ 奨学生申込書
- ・ 奨学資金借用証書
- ・ 高等教育の修学支援の概要（※該当する学校のみセット）

4 申込手続き

① 奨学生申込書	
※申込書は、学校で印鑑登録証明書の住所が異なる場合は、事情書の提出が必要です。	
提出期限	学校が指定する期日（期限厳守） 【学校提出期限： 月 日（ ）】
提出先	在学する高等学校等

しおりの2ページ目に学校への提出
期限を記入する箇所があります。
忘れないように必ず記入し、
期限までに学校に提出してください。

※ 提出期限厳守 ※

- ◎ 必ず以下の点を確認し、期限までに学校に提出してください。
点検箇所・方法等については、次ページ以降を参照してください。

提出書類の確認について

- 1 申込書の必要事項がすべて記入されているか。
- 2 申込書 面に必要書類がすべてホチキス留めされているか。
 - ① 保護者の収入に関する証明書等
 - ② 生徒本人及び保護者の住民票
 - ③ 生徒本人の通帳のコピー
 - ④ その他の書類
「ひとり親家庭医療証」のコピーや事情書など
- 3
 - ・借用証書の記入漏れやハンコの押し忘れがないか。
 - ・連帯保証人の印鑑登録証明書がのり付けされているか。

1 申込書の必要事項がすべて記入されているか。

記入例

を参照し、記入漏れや記入間違いがないようにしてください。

・申込書

・記入例

※ 申込書 B の金額等の記入例は25ページ以降を参照してください。

2 申込書 C 面に必要書類がすべてホチキス留めされているか。

次ページ以降を参照し、提出漏れがないようにしてください。

・申込書 C

C

下記の提出書類1が上になるように順番に重ね、ここにホチキス留めしてください。

提出書類

1. 保護者の収入に関する証明書（コピー可）
※ コピーを提出する場合は、氏名や住所が読めないように全体をコピーしてください！
2. 生徒本人 及び 保護者の住民票
（原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に行われたもの）
※申込みのしおり14ページ 参照
3. 生徒本人名義の指定銀行の通帳またはキャッシュカード等のコピー
※申込みのしおり15ページ 参照
4. その他（事情がある方の提出書類）
 - ・申込用紙に事情がある方（勤務先が長期間休職等）の事情書
 - ・保護者の任意職が従事している場合の従事書
 - ・転居等で新しく収入が減少した場合は収入減少証明
 - ・上記以外に特別の事情がある場合は、事情書等の提出が必要

～ アンケートにご協力ください～

保護者の収入を記入してください。勤務する場合は にチェック「」してください。

問1. 大阪府育英会の奨学金制度を受けていますか？ はい いいえ

問2. どのように収入が減少しましたか？（複数回答可）
 学校の進級給付が停止 今月の奨学金を滞り 友人・知人
 家族の収入減少 大規模・臨時の収入減少 ホームページ
 その他（ ）

問3. 親族会の奨学金制度（申込資格、貸付額、申込方法等）はわかりませんか？
 はい いいえ はい いいえ はい いいえ

問4. 申込書の記入に誤りがあり、しおりはわかりませんか？
 はい いいえ はい いいえ はい いいえ

問5. 他に親族会に連絡・変更等が必要でしたら記入してください。

ご協力ありがとうございます。

《必要書類》

- ① 保護者の収入に関する証明書等
- ② 生徒本人及び保護者の住民票
- ③ 生徒本人の通帳のコピー
- ④ その他の書類

- ・「ひとり親家庭医療証」のコピー
- ・「事情書」 など

① 保護者の収入に関する証明書

注) 氏名の部分が切れないようにコピーしてください!

次のいずれかを必ず提出してください。

※ 令和7年度（直近）のもので、保護者全員分 ※

但し、1～3の証明書において扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に次の記号等が記載されている場合は、配偶者の証明書は不要です。～「*」・「★」・「1」・「有」～
(配偶者控除ではなく、配偶者特別控除の対象の場合は、配偶者の証明書が必要となります。)

保護者の職業形態

申込に必要な書類

1	給与収入の方 (サラリーマンなど)	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度 給与所得等にかかる市(町村)民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書 (納税義務者用) * 昨年5月下旬から6月上旬に、勤務先から交付されたものです。 非課税の方についても、交付されています。
2	給与収入以外の方 (自営業者など)	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度 市(町村)民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書 * 昨年6月に市町村の税務担当課から送付されたものです。 お住まいの地域により、非課税の方には送付されていない場合があります。
3	<ul style="list-style-type: none"> 上の1及び2の証明書が提出できない人 住民税が非課税等の人 	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度 市(町村)民税・府民税課税証明書 * 市区町村の窓口で交付をうけてください。 (市区町村により証明書の名称が異なります。)
4	生活保護世帯の人	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給(適用)証明書 (当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの) * 住所地の市区町村福祉事務所等で交付を受けてください。 <p>注) 証明書には、生徒氏名及び保護者(父母等)氏名の記載が必要です。</p>

※ 源泉徴収票、確定申告書、非課税通知書等は、証明書として使用できません。

※ 上記1、2の両方の収入がある方は、両方の証明書が必要です。

① 保護者の収入に関する証明書

注) 次の事情に該当する場合は、収入に関する証明書に加えて次の書類が必要です。

事 情 内 容	必 要 書 類
<p>■ <u>ひとり親家庭の場合</u> 収入に関する証明書でひとり親が確認できない場合 (本人該当区分の寡婦・ひとり親欄に＊印や★印等が表示されていない場合)</p>	<p>▶</p> <ul style="list-style-type: none">・『ひとり親家庭医療証』のコピー 又は・続柄を表示した世帯全員の住民票の原本
<p>■ 海外勤務などで、住民税が非課税の場合</p>	<p>▶</p> <ul style="list-style-type: none">・令和6年中の給与支払証明書（育英会所定の様式）
<p>■ 失職・転職、 その他著しく収入が減少した場合 (コロナウイルス感染症の影響による収入の変動も含む)</p>	<p>▶</p> <ul style="list-style-type: none">・経緯を記した『事情書』に加え、下記の該当する証明書類を提出してください。
<p>① 失職・解雇等</p>	<p>▶</p> <p>雇用保険受給資格者証 又は 離職票等のコピー</p>
<p>② 転職・就職・勤務先等の業績悪化等</p>	<p>▶</p> <p>【会社員等】収入証明書（会社発行）又は給与明細のコピー等 【自営業等】確定申告書（控）コピー 又は収入と経費が分かる書類等</p>

② 保護者の収入に関する証明書

特別な事情がある場合の収入に関する証明書について、前ページに示した書類以外に、必要に応じ追加書類を求める場合があります。

他の事情等、詳細については大阪府育英会のホームページも併せてご覧ください。

毎年、ひとり親家庭（母子・父子世帯）の提出書類不備が多く見られます！

ひとり親家庭の場合は、『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄に記号があるか（次ページ以降参照）、ない場合は『ひとり親家庭医療証』のコピー、又は『続柄が表示されている世帯全員の住民票の原本』の提出が必要です。

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

1. 給与収入の方（サラリーマンなど）

- 給与所得にかかる市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（見本） [大阪市の例]

令和 年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)		課税標準		税額		納付額		受給者番号		氏名	
所得	給与収入 [非課税所得等控除額] その他の所得計	主たる給与以外の合計所得区	課税標準	税額	市民税 府民税	納付額	6月分 7月分 8月分 9月分 10月分 11月分 12月分 1月分 2月分 3月分 4月分 5月分	受給者番号	氏名	住所	
所得控除	社会保険料 小規模企業共済 生命保険料 地震保険料 障害・寡・ひとり親 除配偶者 (摘要)	配偶者特別 扶養 基礎 雑損 医療費 所得控除合計	課税標準	税額	税額控除額④ 所得割額⑤ 均等割額⑥ 税額控除額⑦ 所得割額⑧ 均等割額⑨ 特別徴収税額⑩ 控除不足額⑪ 既充当額⑫ 納付額⑬⑭⑮⑯ 変更前税額⑰ 増減額⑱⑲⑳	納付額		指定番号	氏名	住所	
		総所得金額①						宛名番号		大阪市の特別徴収税額を定額と取り決定(変更)したため、地方税額41歳及び第21歳(第21歳)の範囲によって通知します。また、この部分については本欄がある場合は、この部分があった日(翌日)から計算する翌月分内に、大阪市長に対して申告請求をすることができます。申告の請求しなかった場合は、上記の申告請求に対する徴収があったこと(翌日)から計算して9か月以内に、大阪市長を被告として(大阪市長が大阪市の代表者とします。)提訴することができます。	
								大阪市長		印 QRコード	
						令和 年 5 月 日		大阪市長		問合せ先：大阪市 〇〇〇 市民課事務 市民税等グループ 電話 (06) 〇〇〇-〇〇〇〇	

扶養親族等該当区分							本人該当区分				繰越損失					
同一生計配偶者	一般控配	老人控配	特定扶養	同居老親等扶養	老人扶養	16歳未満	一般扶養	同居特別障がい	特別障がい	普通障がい		未成年者	特別障がい	普通障がい	寡婦	ひとり親

ここに「*」印や「★」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

『収入に関する証明書』の「寡婦・ひとり親」欄

3. 前記1及び2の証明書が提出できない方、住民税が非課税の方

・市民税・府民税証明書（見本） [大阪市の例]

令和 年度市民税・府民税証明書
(令和 年中の所得証明書)

納税義務者	住所		
	令和 年1月1日現在 住所(所在地)		
	氏名		

市民税・府民税額(円)	課税標準額(円)	所得割額	均等割額	税額
区分 市民税				
府民税				
所得金額(円)				

所得控除額(円)	社会保険料	寡婦・寡夫・ひとり親	配
	小規模共済等掛金	勤労学生	基
	生命保険料	障がい者	礎
	地震保険料	配偶者・扶養	医
			療
			費

税額控除額(円)	区分	市民税	府民税	区分	府民税
調整控除					
配当控除					
住宅借入金等特別控除					

同一生計 配偶者	扶養 親族	特定 人	内国 人	16歳未 満	その他 人	合計 (配偶者除く)	本人 控除	特別 寡婦	ひとり 親	事業 等従者	区分
特別障 がい者	内国 人	その他 障がい 者	合計 (本人 除く)							総 与額 等	

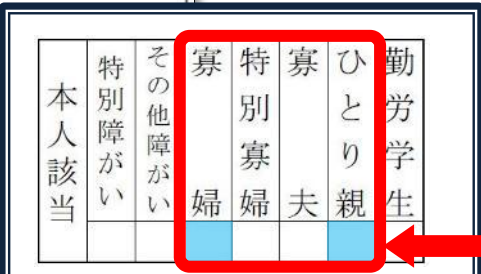
(備考)

市区町村により表示方法が異なります。

区分	市民税	府民税	区分	府民税
調整控除				
配当控除				
住宅借入金等特別控除				

上記のとおり相違ないことを証明します。
税証第 *** - *** 号
令和 年 月 日

大阪市長 印



ここに「*」印や「○」印等があれば、「ひとり親家庭」です。

市区町村により表示方法が異なります。
『所得控除の内訳』欄に「寡婦」などの文言と併せて金額（260,000円など）が表示されている場合などがあります。

② 生徒本人及び保護者の住民票

以下の点に注意してください！

「ひとり親家庭」の証明書類を兼ねている場合は、続柄表示がある世帯全員の住民票が必要です。

保護者が外国籍の方の場合、「在留資格」の表示が必要です。

但し、「在留カード」又は「特別永住者証明書（カード）」のコピーが添付されている場合は、非表示でも結構です。

なお、申込資格がある在留資格は以下のみとなります。

- ・永住者
- ・日本人の配偶者等
- ・永住者の配偶者等
- ・定住者（※）

（※）将来日本に永住する意思確認のための『誓約書』の提出が必要です。
『誓約書』は育英会ホームページから印刷できます。

個人番号（マイナンバー）が表示されているものは、受付できません。

複数枚綴りの住民票は、全ての提出が必要です。解かれて一部のみが提出されている場合は、受付できません。

当会に提出する日から3ヶ月以内に発行された原本が必要です。

大阪府〇〇区	
世帯主	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	田中 太郎
性別	男
生年月日	1980年4月10日
生 別	籍別
在留資格	個人番号
氏名	田中 太郎
性別	男
生年月日	1980年4月10日
生 別	籍別
在留資格	個人番号
氏名	田中 太郎
性別	男
生年月日	1980年4月10日
生 別	籍別
在留資格	個人番号

- 3 • 借用証書の記入漏れやハンコの押し忘れがないか。
- 連帯保証人の印鑑登録証明書がのり付けされているか。

「奨学資金借用証書の記入例」を参照し、特に以下の点に注意してください。

- 同一筆跡の場合は受付できません！ 必ず、各自で記入し、各自のハンコを押してください。
(障がいや病気、けがなどの理由で署名が困難なため代筆される場合は、事情書の添付が必要です。)
- 借用金額の訂正はできません！ (書き間違えた場合は、新しい借用証書に書き直してください。)
- 金額等は正しく記入してください！ (※金額等の記入例は次ページ以降を参照してください。)

• 借用証書

奨学資金借用証書

連帯保証人の印鑑登録証明書貼付位置

● 留意事項

● 添付書類

• 奨学資金借用証書の記入例

奨学資金借用証書

● 記入上の留意事項について

● 留意事項

● 添付書類

年度	借入金額	返済金額	残高
2023年度	100,000	0	100,000
2024年度	0	50,000	50,000
2025年度	0	50,000	0

注意

※ 借用金額を訂正したものは受付できません。(上段部分の訂正は可能です。)

○ 訂正可
(訂正印がない場合も受付可)

借入期間		希望する借入金額(年額)																		
2025年4月～20年月		1年						0	0	0	定時制 高専	4年						0	0	0
借入年数		2年						0	0	0	高専	5年						0	0	0
年	か月	3年						0	0	0	合計							0	0	0

借用金額

百万	十万	万	千	百	十	円
				0	0	0

・希望する借入金額(年額)の合計が借用金額となります。
・借用金額欄にご記入ください。
・借用金額の訂正は不可

× 訂正不可!
(新しい借用証書に書き直させてください。)

■ 記入事項を訂正する場合

借用人 (奨学生本人)	氏名	(フリガナ) ショウガク ノゾミ 奨学 希望	性別	男
	住所	〒534-0026 大阪市都島区網島町6-20 大阪市中央区南船場2-2-20	生年 月日	連
			(自宅)	先

二重線を引いて、線の上にハンコを押させてください。

⚠ 訂正に使用するハンコ

- ・借用人欄の訂正 → 借用人欄のハンコ
- ・連帯保証人欄の訂正 → 連帯保証人の実印
- ・親権者父欄の訂正 → 親権者父欄のハンコ
- ・親権者母欄の訂正 → 親権者母欄のハンコ

■ ハンコの押し直し

連帯保証人	氏名	(フリガナ) ショウガク タロウ 奨学 太郎	実印	性別	男
	住所	〒534-0026 大阪市都島区網島町6-20	借用人との関係	生年 月日	女
			父	昭和	連

印影が重ならないように、押し直しさせてください。

⑥ 奨学資金借用証書 【金額等の記入例】

例

- ・現在の学年 1年生
- ・最短修業年限 3年
- ・借入希望年数 3年
- ・希望する借入金額 1年：10万円
2年：10万円
3年：10万円

奨学生申込書 B

借入期間		希望する借入金額(年額)																
2026年4月～2029年3月		1年	百	十	万	千	百	十	円	定時制 高専	4年	百	十	万	千	百	十	円
借入年数		2年	百	十	万	千	百	十	円	高専	5年	百	十	万	千	百	十	円
3年	0月	3年	百	十	万	千	百	十	円	合計	百	十	万	千	百	十	円	
			1	0	0	0	0	0	0		3	0	0	0	0	0	0	

借用金額

百万	十万	万	千	百	十	円
¥	3	0	0	0	0	0

希望する借入金額(年額)の合計が借用金額となります。借用金額欄にご記入ください。

※ 申込書Bで記入した内容を借用証書に転記してください。

奨学資金借用証書

借入期間		希望する借入金額(年額)																
2026年4月～2029年3月		1年	百	十	万	千	百	十	円	定時制 高専	4年	百	十	万	千	百	十	円
借入年数		2年	百	十	万	千	百	十	円	高専	5年	百	十	万	千	百	十	円
3年	0か月	3年	百	十	万	千	百	十	円	合計	百	十	万	千	百	十	円	
			1	0	0	0	0	0	0		3	0	0	0	0	0	0	

借用金額

百万	十万	万	千	百	十	円
¥	3	0	0	0	0	0

・希望する借入金額(年額)の合計が借用金額となります。借用金額欄にご記入ください。
・借用金額の記入ミス・訂正は不可。新しい借用証書に書き直してください。